

ふじみ野市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現行
<p>（国民健康保険税の減免）</p> <p>第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認めるものに対し、国民健康保険税を減額し、又は免除する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 国民健康保険法第59条の規定により療養の給付等の制限を受けている者</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p>	<p>（国民健康保険税の減免）</p> <p>第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認めるものに対し、国民健康保険税を減額し、又は免除する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p>